

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax 092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com

秋は、もうそこ



朝倉の野辺には、もう彼岸花が咲き誇っていました。

季節の移ろいは、確実に暑い夏からみどりの秋に向かっていきます。



障がい者福祉と ヘイトクライム

大隈昭子

最近、障がい者の作業所やグループホームを運営する法人から、職員研修など労務管理に関わる相談が相次ぎ、障がい者福祉について考える機会が増えています。

そんな中で、相模原市の障害者施設で、障

がい者19人もの命が奪われ、27人が負傷するという凄惨な殺傷事件が起き、大変な衝撃を受けました。

この事件から1か月が過ぎました。この間、多くのマスコミでは障がい者を標的とした

「ヘイトクライム」とであると論評しました。

日本では、このところ障害者権利条約の批准(2014.1)や障害者虐待防止法(2012.10施行)、障害者差別解消法(2016.4施行)など、障がい者の尊厳と権利を保障するための法整備がすすんでいます。

しかし一方では、まだまだ虐待が後を絶たない実態や障がいを理由に差別的取扱いなどが広く残っています。

今回の事件の後、西日本新聞では先の大戦中にナチスが7万人もの障がい者をガス室で殺害した例をあげ「ヘイトスピーチが横行する社会に亡霊を呼び寄せる黒い感情が満ちてはいまいか」と警鐘を鳴らしています。

最近、障害年金の受給に関する相談が相次ぎました。

この相談の中で、障害年金制度の啓発や知識を広めるための取り組みが非常に遅れていることを痛感しています。

例えば、老齢年金はよく知られ、年金の受給年齢間近になると年金定期便が届くため「60代になれば受け取れる年金」としてほぼ周知されています。

ところが、同じ公的年金である障害年金は、本人が請求しない限り、受給条件に該当する方に通知がくることはありません。

障害者権利条約は、2006年の第61回国連総会で決議されていますが、日本政府が批准するまでに8年もかかり、世界で141番目でした。

このことに示されるように障がい者福祉に対する日本社会の遅れがありはしないかと思われてなりません。



人事労務センターホームページ
<http://roumu.b-souken.com>

育児休業後の年次有給休暇

Q&A

Q：育児休業を取得後に、10月より職場復帰する社員がいますが、この社員の有給休暇の付与日数は、通常の労働者の半分の日数“20日を10日”と考えでよろしいでしょうか？

A：年次有給休暇の請求する権利の出勤率の算定については、育児休業や産前産後休業をした期間については、出勤したものとみなさなければなりません。従って、10月から翌年の3月までの半年間であっても、半分に制限することはできません。

Q：その社員が、前年度の年次有給休暇を5日分残していますが、その5日分も加算されるのでしょうか？

A：前年度の分であれば、翌年までは請求権が残っていますので、加算されます。

注) 労基法39条第8項は、産前産後や育児・介護休業以外に「業務上負傷し、又は疾病にかかり休業した期間」も同様に“勤務したものとみなす”規定が設けられています。

の間にか新開マジックにハマってしまう内容でした。



参加された職員のみなさんからは、「日頃見過ごしている大切な事を振り返るよい時間になりました」「マナー研修を受けたのは初めてでしたが、日頃感じていた自分の弱点を改めて感じました」「日頃忘れていたこともあり、全体的に有意義な研修でした」「利用者の方々に少しでも気持ちよく生活していただく為に自分のマナーの向上を心掛けていきたいと思います」などの感想が寄せられました。



あとがき



8月は、助成金の計画書の提出や支給申請業務が重なり、大変忙しい日々を過ごしました。

有期雇用やパートの皆さんを正規雇用へ転換すると1人あたり60万円の助成金が支給される。人材育成のため研修計画書を提出し、実施すればその費用が助成されるなど“がんばる事業所”を支援する大変やり甲斐のある業務です。

感想やご意見をお寄せください

コミュニケーションマナー研修=障がい者福祉施設

障がい者福祉施設であるNPO法人Rの「コミュニケーションマナー研修」に参加する機会を持ちました。

新開よしこさんの講義は、嫌味がなくコミュニケーションツールが自然に吸収されていく感じがあります。

この日も、いきなり始まるシンキングタイム。「どんな人と一緒に居たいですか？1分間考えて下さい」「挨拶のメリットは何？隣の方と2分間話し合ってみて」など。いつ



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

092-409-4188 FAX092-409-4187

Eメール：akiko@b-souken.com